再下請負通知書に記載する内容

1711年の一日でに来りる日子	W II HWY
記載事項	添付書類
(1) 自社 (B社) に関する事項	
イ 名称、住所 {自社が建設業者の場合は、その許可番号}	
(2) 自社 (B社) が注文者 (A社) と締結した建設工事の請負契	
約に関する事項	
イ 工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の名称	
(3) 自社 (B社) の再下請負人 (C社) に関する事項	
イ 再下請負人の名称、住所	
{ロ 再下請負人が建設業者の場合は、その許可番号、施工に必	一 請負契約書の写し
要な許可業種}	
ハ 健康保険等の加入状況	
(4) 自社 (B社) が再下請負人 (C社) と締結した建設工事の請	
負契約に関する事項	
イ 工事の名称、内容、工期	- 請負契約書の写し
ロ 請負契約を締結した年月日	
{ハ 自社 (B社) が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、	
意見の申出方法}	
{ニ 再下請負人 (C社) が現場代理人を置く場合は、その者の	
氏名、権限、意見の申出方法}	
{ホ 再下請負人 (C社) が建設業者の場合は、再下請負人の置	
く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別}	
{へ 再下請負人C社が主任技術者に加えて専門技術者を置く	
場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事	
の内容、主任技術者資格}	
ト 一号特定技能外国人、外国人技能実習生、外国人建設就労	
者の従事の状況	
	<u> </u>

- 注 1 添付書類に記載されている事項は、再下請負通知書への記載が省略できる。
 - 2 (4)の「ハ」の監督員に関する事項及び「ニ」の現場代理人に関する事項は、建設業法第 19 条の 2 に規定する通知書の添付により、再下請負通知書への記載が省略できる。
 - 3 {カッコ} 書きは、該当する場合にのみ必要なものである。